

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年12月1日 16時30分ごろ
発生場所	静岡県下田市白浜東方沖 爪木埼灯台から真方位053° 3.6海里付近 (概位 北緯34° 41.7′ 東経139° 02.7′)
事故の概要	漁船第八十八昭幸丸は、南南西進中、また、漁船元気丸は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八十八昭幸丸、199トン 128322、昭幸水産有限会社 B 漁船 元気丸、3.7トン S03-22779（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） 甲板員A、甲板部航海当直部員の資格認定有り B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板の脱落等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか3人が乗り組み、甲板員Aが単独で船橋当直に当たり、白浜東方沖を約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により南南西進した。 甲板員Aは、下を向いて漁具の整備作業を行っていたところ、視線を前方に戻した際、船首方から接近するB船を至近に認め、直ちに作業を中止して主機を中立としたものの、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁場に向けて白浜東方沖を約4～6knの速力で自動操舵により北東進中、船長Bが後部甲板で釣り針に餌を付ける作業をしていたところ、衝撃を感じ、A船と衝突したことに気付いた。
分析	A船は、南南西進中、甲板員Aが漁具の整備作業を行いながら航行を続けたことから、船首方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北東進中、船長Bが後部甲板で釣り針に餌を付ける作業を

	行いながら航行を続けたことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南南西進中、B船が北東進中、甲板員Aが、漁具の整備作業を行いながら航行を続け、また、船長Bが、釣り針に餌を付ける作業を行いながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、航行中は操船に専念し、常時適切な見張りを行うこと。